

令和 8 年度

業務番号 鯔除 第 1 号

弘前岳鯔ヶ沢線外 除雪 業務委託

特記仕様書

1. 設計図書に対して質問がある場合は 青森県西北県土整備事務所建設管理課 あてに質問書を令和8年10月13日 の12時00分 までにメールにて提出して下さい。
(質問書送付先メールアドレス: seihokuseibi-seikyu@pref.aomori.lg.jp)
2. 回答書は 令和8年10月15日 の 12時00分 までにメールまたはFAXで回答します。
3. 回答は、質問書を提出した業者を含め全者に通知します。
4. 上記以外の方法による質問・問い合わせ等は、ご遠慮願います。
【電話や直接来訪をされての質問・問い合わせには、一切お答えできません】

西津軽郡 鯔ヶ沢町 大字 松代町外 地内

青森県西北県土整備事務所
鯔ヶ沢道路河川事業所

第1条 適用範囲

本業務は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」（第10編第15章雪寒）、参考資料「請負工事用建設機械無償貸付仕様書」・「歩道除雪機安全対策指針（案）」・「除雪機械運転員資格基準」・「青森県有除（排）雪車両に係る借主の管理心得」）」に準拠するほか、本特記仕様書により作業するものとする。

仕様書の記載内容の優先は、「業務委託特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 業務内容

別表及び図面のとおり

第3条 委託期間

令和 9 年 3 月 3 1 日 まで

（ただし、除雪開始日は令和 8 年 1 1 月 1 日とする）

第4条 貸与品（発注者が貸与する機械）

貸与品については、「請負工事用建設機械無償貸付仕様書」によるものとし、貸与品は別表のとおりとする。

- 2 受注者は貸与品について、「青森県有除（排）雪車両に係る借り主の管理心得」を遵守しなければならない。

第5条 除雪区間

除雪区間は図面及び別表のとおりとする。

第6条 そ の 他 特 記 事 項

特 記 事 項	特 記 事 項 の 内 容
資機材及び運転員の兼務登録について	第7条第2項で定める「除雪機械及び除雪機械運転員調書」（以下、機械運転員調書）に記載・登録する除排雪機械、及び主たる運転者について、当該委託で対象としている路線以外の除排雪業務（以下、他業務）に兼務登録することは認めない。（除雪出動基準及び発注者の指示に基づく出動が義務づけられており、特に豪雪時には出動が連日に及ぶこともあるため、他業務との兼務を厳格に制限するもの。） ただし、借上機材については、当該契約における出動が義務づけられていない場合で、かつ、発注者との事前協議（注）により承諾を得た場合に限り、他業務への出動を認めることとする。 （注）第7条第2項で定める「機械運転員調書」での協議を原則とするが、緊急の場合は口頭等による協議を先行し、「機械運転員調書」の提出は後日変更提出するなど柔軟に対応することとする。
除雪出動基準	除雪及び凍結防止工は安全で円滑な道路交通が確保できないことにより通常の社会生活の停滞を招く恐れを回避するために行うものである。このため、以下の基準で出動することとする。 一般除雪 降雪量が10cm以上の場合、または降雪量が5cm程度であっても降雪状況、気象通報等により雪が降り続くことが予想される場合や地吹雪等により交通に支障をおよぼすと判断される場合は、出動するものとする。 但し交通量の少ない路線（別紙1）において、日中の気温上昇が見込まれる場合などは、出動基準以上の降雪量であっても出動をとりやめるなど状況に即した出来る限りの効率的な除雪に努めるものとする。 深夜、早朝の作業においては、通勤通学時間前に終わることを基本とする。拡幅、わだち処理等が必要と判断される場合は出動するものとする。 運搬排雪 雪堤が拡幅除雪等では処理困難と判断される場合、または今後の除雪に備え、必要と判断される場合に出勤するものとする。 出勤にあたっては、除排雪管理システムで、排雪作業計画報告書及び排雪予定箇所の現状写真を監督職員に提出し、監督員と協議の上、その指示によること。 歩道除雪 降雪量がおおむね20cmとする。ただし、歩行に支障が生じる場合等には監督職員と協議し、その指示によること。 凍結防止剤散布 路面凍結の恐れがある場合、又は凍結状態にあるときに、通勤通学等に支障が無いよう実施する。なお、散布量は20～30g/mを標準とする。
自動車損害保険	共通仕様書第10編15-3-10の保険費は、 小型除雪機（ハンドガイド式）を除く除雪機械について 対人賠償 無制限 対物賠償 1,000万円（免責なし） 搭乗者障害 500万円（免責なし） 以上とし 小型除雪機（ハンドガイド式）について 対人賠償 1名1億円（免責なし）1事故2億円（免責無し） 対物賠償 1事故1,000万円（免責なし） 以上とする。 加入後遅滞無く、その写し等（複数台の場合は一覧表を作成の上）を監督職員に提出すること。
現場代理人	現場代理人又は現場代理人補佐の経験者を配置すること。
現場代理人補佐	現場代理人補佐（現場代理人を含め1企業2名まで）の届け出も可とする。（共同企業体にあつては、現場代理人の書面の外、各責任業務区域での現場代理人補佐指揮系統図を添付のこと。各構成員ごとに複数可）

特 記 事 項	特 記 事 項 の 内 容
共同企業体による場合の除雪機械、責任業務区域の報告	施工計画書に各構成員が受け持つ除雪機械、責任業務区域を明確にし、監督職員の承諾を受けること。除雪機械、責任業務区域を変更するときは、必要の都度書面により提出し承諾を受けるものとする。
助手について	除雪機械（1人用機械を除く）作業時には、安全のため運転員のほか助手を同乗させることとする。ただし、1人乗り仕様（ワンマンキャブ）の除雪グレーダを使用する場合は、助手の代わりに下記の安全対策を行うこと。 1) 一般運転手によるパトロール車（ライトバン含む）を標準とする随伴車を配置すること。 2) 除雪車両と随伴車それぞれに、ハンズフリーで双方向通信が可能な設備を装備すること。 3) 除雪車両に後方及び側方確認用のカメラを装備し、運転席からの死角を減らすこと。 なお、これによりがたい場合は監督職員と協議すること。 また、除雪車及び随伴車の運転員、助手の従事状況について監督職員の確認（1回/月程度、出勤簿、乗務写真等提示）を受けること。
作業日報等	共通仕様書第10編15-3-1の7.8.の作業等の報告は除排雪管理システムによる除雪作業日報の提出とする。1日に複数回出勤し乗務員が異なる場合、報告直近の運転手等とする。なお、交通不能箇所等があった場合など特別な場合を除き、様式(72)交通確保状況確認簿の提出は要しないものとする。 雪庇除去、倒木処理等の安全処理工の実施にあたっては、緊急の場合を除き監督員と協議すること。
雪道巡回工	共通仕様書15-3-8の2. 通常巡回は、 1) 大雪警報または暴風雪(暴風)警報発表時 2) 天候などにより通行止めを行うとき 3) 災害の発生または発生の恐れがあるとき 実施するものとする。
作業写真	作業写真は、工種ごとに編綴するものとし、 提出頻度 <u>一般除雪工</u> 作業内容、作業機械、路線ごと 3枚/月程度 <u>運搬除雪工</u> 作業前・完了 作業日、路線ごと 1枚/km(3枚以上)程度 <u>凍結防止工</u> 作業内容、路線ごと 1枚/月程度 とする。また、運搬除雪工の捨場における作業前・完了、状況写真は作業日ごととする。ただし、撮影頻度は共通仕様書に定めるとおりであるので、上記以外にもできるだけ多く撮影し、受注者において整理しておくこと。
単品スライド条項の適用について	別紙2「除排雪業務委託にかかる単品スライド条項の運用」による。
支給品の検査について	物品納入業者による支給品の納入時には監督員又は受注者が立ち会い検査を行う。受注者が立ち会い検査を行う場合は、検査員2名以上を定め監督員に通知すること。詳細は別紙3のとおり。
支給品の残数量について	委託業務終了時に支給品精算書を提出すること。支給品に残数量が生じた場合は、支給品預り証を提出の上、適正に保管すること。 詳細は別紙3のとおり。
除雪業務最低保証(差額補填)について	2月末時点の累計降雪量（県土整備事務所管内の降雪ランクが同一の観測点平均）が平年値に満たない場合に当業務を最低保証(差額補填)の対象とする。 当業務において専属で使用する機械（除雪ドーザー、除雪グレーダ、除雪トラック、ロータリー除雪車(250ps級以上)）について、最低保証基準時間（別表）を上限として、最終実績の累計実稼働時間との差に最低保証補填単価を乗じた金額を変更計上する。詳細は別紙4のとおり。
貸付機械への受注者名表示	貸付機械を使用する場合は、受注者名（JVの場合は実際に機械を使用する構成員名）を、車体の左右各1箇所以上に着脱可能なマグネットシール等を使用して明示すること。詳細は別紙5のとおり。

第7条 提出書類

7-1) 契約書に基づいて提出する書類

提出区分	名称	提出期日	部数	条項	備考
○	現場代理人等通知書	契約後速やかに	1部	第7条	現場代理人補佐を配置する場合は同左
○	業務完了報告書	委託業務終了後	1部	第22条	
○	請求書	委託業務終了後	1部	第23条	

7-2) 仕様書等に基づいて提出する書類

提出区分	名称	提出期日	部数	共通仕様書	備考
○	施工計画書	契約後速やかに	1部	15-3-1	※1
○	自動車損害保険関係書類	保険契約後速やかに	1部	15-3-10	
○	作業日報等	委託期間中毎日	1部	15-3-1	※除排雪管理システムで提出
○	雪道巡回日誌	巡回実施時	1部	15-3-8	
○	除雪機械及び除雪機械運転員調書	契約後速やかに	1部		別表-2
○	排雪作業計画・実績報告書	排雪作業時	1部		※除排雪管理システムで提出
○	作業写真	委託業務終了時及び必要の都度	1部		
○	事故報告書	発生時	4部	1-1-29	4日以上を負傷の場合はS A Sに登録
○	建設機械現況確認書	引渡し及び返納時	1部	貸付仕様書第4条	請負工事用建設機械無償貸付仕様書
○	建設機械借用書	引渡し時	1部	貸付仕様書第4条	同上
○	建設機械使用実績報告書	必要の都度	1部	貸付仕様書第8条	同上
○	建設機械返還届書	返納時	1部	貸付仕様書第10条	同上
○	借り上げ機械証明書	契約後速やかに	1部		車検証の写し等を添付
○	支給品受領書	支給材料受領後速やかに	1部	支給品様式(3)	
○	支給品検査員通知書	契約後速やかに	1部	支給品様式(1)	
○	支給品検査書	検査後速やかに	1部	支給品様式(2)	
○	支給品精算書	委託業務終了時	1部	支給品様式(5)	
○	支給品預り証	委託業務終了時	1部	支給品様式(6)	

※ 1 委託料1,000万円以上。(ただし、情報連絡体制については委託料によらず、昼夜間それぞれの担当者氏名、固定、携帯電話、FAX番号等を記載し提出すること)

注) 疑義の生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。

貸 与 機 械 一 覧 表

借 上 機 械 一 覽 表

[illegible]

別表－2

除雪機械及び除雪機械運転員調書

会社名：

除雪機械名称	登録番号	主たる運転員氏名	貸付・借上

※「主たる運転者」とは一般競争入札公告時に提出し機材毎に配置した運転者を原則記入すること

除雪延長

鰯除第1号

路線番号	路線名	区 起	点 終	間 点	除雪延長 (km)	除雪区 分	種別	公共 県単	備 考
101	国道101号	鰯ヶ沢町北浮田町	鰯ヶ沢町舞戸町		3.4	1	国	公共	31.230kp～34.654kp
101	国道101号	鰯ヶ沢町舞戸町	鰯ヶ沢町赤石町		5.4	1	国	公共	鰯ヶ沢BP 34.654kp～42.090kp
101	国道101号	鰯ヶ沢町赤石町	鰯ヶ沢町姥袋町		1.8	1	国	公共	赤石BP 42.090kp～43.900kp
101	国道101号	鰯ヶ沢町姥袋町	深 浦 町 関		4.6	1	国	公共	43.900kp～48.500kp
	国 道 計				15.2				
3	弘前岳鰯ヶ沢線	鰯ヶ沢町郡界	鰯ヶ沢町松代町		8.1	2	主	公共	
3	弘前岳鰯ヶ沢線	鰯ヶ沢町松代町	鰯ヶ沢町赤石町		19.4	1	主	公共	14.1+5.3
30	岩木山環状線	鰯ヶ沢町長平町			1.0	1	主	公共	長平町森田線からゲートまで
31	弘前鰯ヶ沢線	弘前市十腰内	鰯ヶ沢町南浮田町		9.4	1	主	公共	中南分0.5km含む。
39	長平町森田線	鰯ヶ沢町長平町	つがる市森田町大館		10.2	2	主	公共	7.5+2.4+0.3
	主要地方道計				48.1				
132	十腰内むつ森田(停)線	弘前市十腰内	つがる市森田町森田		3.3	1	一	公共	中南分0.6km含む
190	松代町むつ赤石(停)線	鰯ヶ沢町小森町	鰯ヶ沢町赤石町		7.5	2	一	公共	小森1.2kmは鰯ヶ沢町で代替除雪する
190	松代町むつ赤石(停)線	鰯ヶ沢町深谷町	鰯ヶ沢町南金沢町		6.7	3	一	公共	
261	鳴沢(停)線	鰯ヶ沢町北浮田町	つがる市木造越水		2.1	2	一	公共	
262	鳴沢(停)南浮田線	鰯ヶ沢町北浮田町			0.2	2	一	公共	
263	鰯ヶ沢(停)線	鰯ヶ沢町舞戸町	鰯ヶ沢町田中町		0.5	2	一	公共	
	一般県道計				20.3				
	国 県 道 計				83.6				
代 替	町道黒森中央線外	鰯ヶ沢町			0.289		町	公共	
代 替	町道赤石上通り線	鰯ヶ沢町			0.000		町	公共	
代 替	町道赤石溪流線	鰯ヶ沢町			1.500		町	公共	
計	町道との代替計				1.8				
合 計	除雪延長				85.4				
									《その他参考事項》
									米山菖蒲川線(郡界～つがる市森田町床舞)L=0.4kmは西北県土整備事務所で除雪する
									岩木山環状線(鰯ヶ沢町長平～弘前市郡界)L=0.7kmは中南県土整備事務所で除雪する

歩道除雪延長

鰯除第1号

路線 番号	路線名	区 間		除雪延長 (km)	区分	種別	公共 県単	備 考
		起 点	終 点					
101	国 道 1 0 1 号	国道101号旧道交差点(よなが動物病院前)	小夜(鰯ヶ沢高校前)交差点	4.1	片側	国	公共	鰯ヶ沢BP
	国 道 1 0 1 号	北浮田入口交差点	つくし荘	0.2	片側	国	公共	
	国 道 計			4.3				
31	弘 前 鰯 ヶ 沢 線	南浮田	鳴沢駅前	1.4	片側	主	公共	
31	弘 前 鰯 ヶ 沢 線	建石(長平町森田線交差点)	下建石バス停	0.5	片側	主	公共	
31	弘 前 鰯 ヶ 沢 線	建石(餅ヶ沢溜池)	天長園バス停	0.5	片側	主	公共	
	主 要 地 方 道 計			2.4				
	一 般 県 道 計			0.0				
計				6.7				

除雪ブ ロック	路線 番号	種別	路線名	凍結防止剤散布区間			R8		
				起点	～	終点	詳細	散布延長 （k m）	散布箇所数 （箇所）
鰺除 1	101	国	国道101号	鰺ヶ沢町大字北浮田町	～	深浦町大字関		3.04	50
鰺除 1	3	主	弘前岳鰺ヶ沢線	鰺ヶ沢町大字芦花町	～	鰺ヶ沢町大字三沢		2.30	35
鰺除 1	3	主	弘前岳鰺ヶ沢線	鰺ヶ沢町大字田中町	～	鰺ヶ沢町大字赤石町		0.30	8
鰺除 1	30	主	岩木山環状線	鰺ヶ沢町大字長平町	～			0.20	3
鰺除 1	31	主	弘前鰺ヶ沢線	弘前市十腰内	～	鰺ヶ沢町大字南浮田		1.58	23
鰺除 1	39	主	長平町森田線	鰺ヶ沢町大字長平町	～	つがる市森田町		2.00	27
鰺除 1	132	一	十腰内むつ森田停車場線	弘前市十腰内	～	つがる市森田町森田		0.90	10
鰺除 1	190	一	松代町むつ赤石停車場線	鰺ヶ沢町大字種里町	～	鰺ヶ沢町大字赤石町		0.90	25
鰺除 1	261	一	鳴沢停車場線	鰺ヶ沢町大字北浮田町	～	つがる市森田町越水		0.20	4
鰺除 1	263	一	鰺ヶ沢停車場線	鰺ヶ沢町大字舞戸町	～	鰺ヶ沢町大字田中町		0.10	1
			国道 計					3.04	50
			主要 計					6.38	96
			一般 計					2.10	40
			合計					11.52	186

※詳細位置及び散布箇所状況（カーブ、橋、交差点など）は、監督員に確認のうえ作業を進めること。

(別紙)

建設機械故障修理報告書

県土整備事務所長

年 月 日

殿

業務番号 第 号

受注者

下記のとおり建設機械に故障が発生しましたので報告します。

故障発生日	年 月 日	
場所		
機 械 名	貸付・借上	R・G・D・T・散布車
車輛登録番号		
故 障 内 容		
故 障 原 因		
修 理 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	

機械名：R：ロータリー・G：グレーダー・D：ドーザ・T：トラック

借上機械であっても、業務に支障をきたす場合は報告すること。

(以下は、県土整備事務所担当者が記入する。)

建設機械修理指示書

受注者 殿

県土整備事務所

故障の所見	
整備工場名	

上記故障について、修理依頼してよいか伺います。

所 長	次長（事務）	次長（技術）	課 長	課 員

除雪待機集計表

提出日:令和 年 月 日

【除雪待機の種類(対象に☑をいれる)】

☐ 警報(大雪・暴風雪)の発表による

警報発令時間 (時 分 ~ 時 分)

☐ 受発注者間の協議による

待機理由:(例)本日〇時から明日〇時にかけて連続した降雪により交通障害の発生が予想されるため。

待機時間 (時 分 ~ 時 分)

業務番号		業務名	
受注者		JV構成員	

日付	作業区分	除雪トラック		除雪グレーダ		除雪ドーザ		凍結防止剤散布車	
		待機時間	台数	待機時間	台数	待機時間	台数	待機時間	台数
(記入例) R4.1.1	昼間(8:00~17:00)								
	夜間(20:00~5:00)	8:00	2			8:00	1		
	昼夜超過(5:00~8:00、17:00~20:00)			3:00	1	3:00	1		
	昼間(8:00~17:00)								
	夜間(20:00~5:00)								
	昼夜超過(5:00~8:00、17:00~20:00)								
	昼間(8:00~17:00)								
	夜間(20:00~5:00)								
	昼夜超過(5:00~8:00、17:00~20:00)								
	昼間(8:00~17:00)								
	夜間(20:00~5:00)								
	昼夜超過(5:00~8:00、17:00~20:00)								

合計	作業区分	除雪トラック	除雪グレーダ	除雪ドーザ	凍結防止剤散布車
	昼間(8:00~17:00)	0:00	0:00	0:00	0:00
	夜間(20:00~5:00)	0:00	0:00	0:00	0:00
	昼夜超過(5:00~8:00、17:00~20:00)	0:00	0:00	0:00	0:00

雪道巡回日誌

発注者	総括監督員	主任監督員	監督員
確認欄			

提出日:令和 年 月 日

【巡回工の種類(対象に○をつける)】

通常巡回工

緊急巡回工

(1)警報(大雪・暴風雪)の発表による

(1)監督員の指示

(2)通行止め等の実施のため

(内容:)

(3)自然災害発生又は恐れ(豪雪・吹溜り・倒木・雪崩等)

(4)その他(内容:)

業務番号		業務名	
受注者		JV構成員	
巡回日時		出発時間	終了時間
天候		巡回人数	巡回員
巡回距離	km	巡回車両	運転手

路線名	区間	状況	措置
	～	※路面状況・降雪積雪状況、雪崩危険箇所の状況、雪庇状況、交通状況、防雪施設等の状況、その他指示事項を簡潔に記載	対応した措置を簡潔に記載 (できる限り写真を添付する)
	～		
	～		
	～		

別紙1 「交通量の少ない路線」一覧

種 別	路 線 名	区 間		延長	備 考
		起 点	終 点		
主	十和田三戸線	新郷村上後藤	新郷村田代茂代	6.8	
主	川内佐井線	佐井村大字佐井		0.6	
一	野々上斗内線	三戸町県境	三戸町斗内	8.3	
一	岩崎深浦線	深浦町玉坂		1.0	
一	貝守斗内線	三戸町下田	三戸町斗内	3.9	
一	中野北高岩停車場線	八戸市南郷中野	八戸市北高岩	7.9	
一	関根蒲野沢線	むつ市大字関根	東通村大字蒲野沢	9.6	

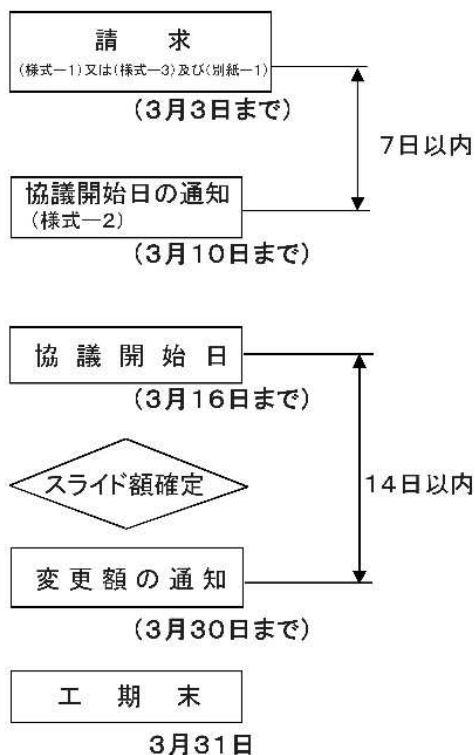
除排雪業務委託にかかる単品スライド条項の運用（契約約款 第17条について）

除排雪業務にかかる燃料油価格の急激な高騰や下落は除排雪作業業務委託料が不相当となることが想定されるので、当該業務委託においては単品スライド条項を適用するものである。

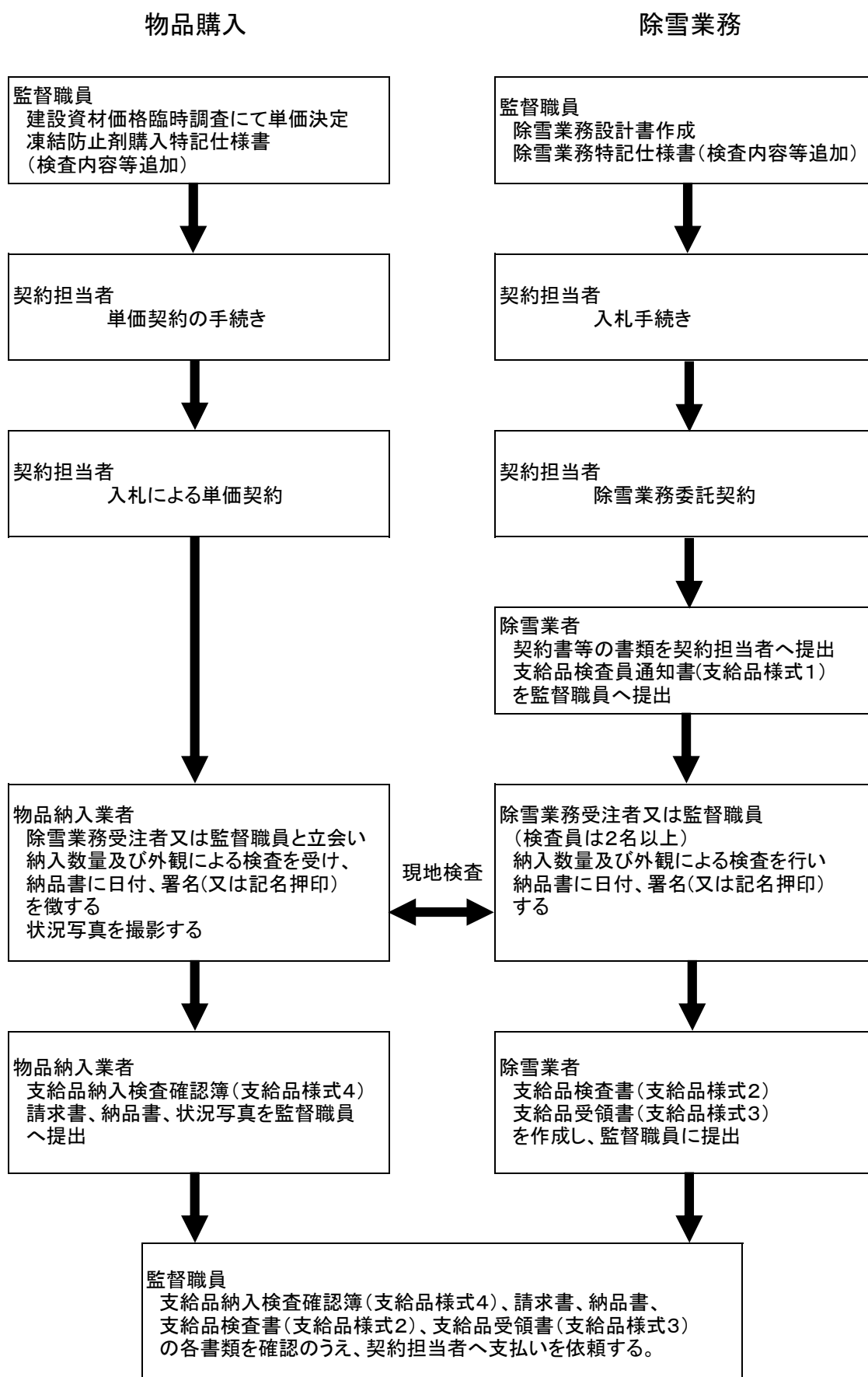
当該業務委託の単品スライド条項の運用は「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用基準（青整企第121号令和4年9月8日制定）」を準用するものであるが、下記の事項についてはこの定めによることとする。

- 1・金額：価格変動後の燃料油等の金額（M'）は、除雪車が稼働した月の翌月の物価資料の物価資料の価格とする。
例えば1月の燃料油の実勢価格は物価資料2月号に掲載された価格を採用する。
- 2・対象数量：単品スライド額の算定の対象とする数量（D）は、甲の積算において、除雪車等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量とする。
- 3・請求：請求は11月～2月までの除雪機械稼働実績及び3月の稼働見込みにより行うこととする。
- 4・請求日：請求日は3月3日までとする。
- 5・協議開始日：協議開始日は3月16日までの日とする。
- 6・変更額の通知日：変更額の通知日は3月30日までとする
- 7・その他：単品スライドの運用について疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

単品スライド適用の流れ

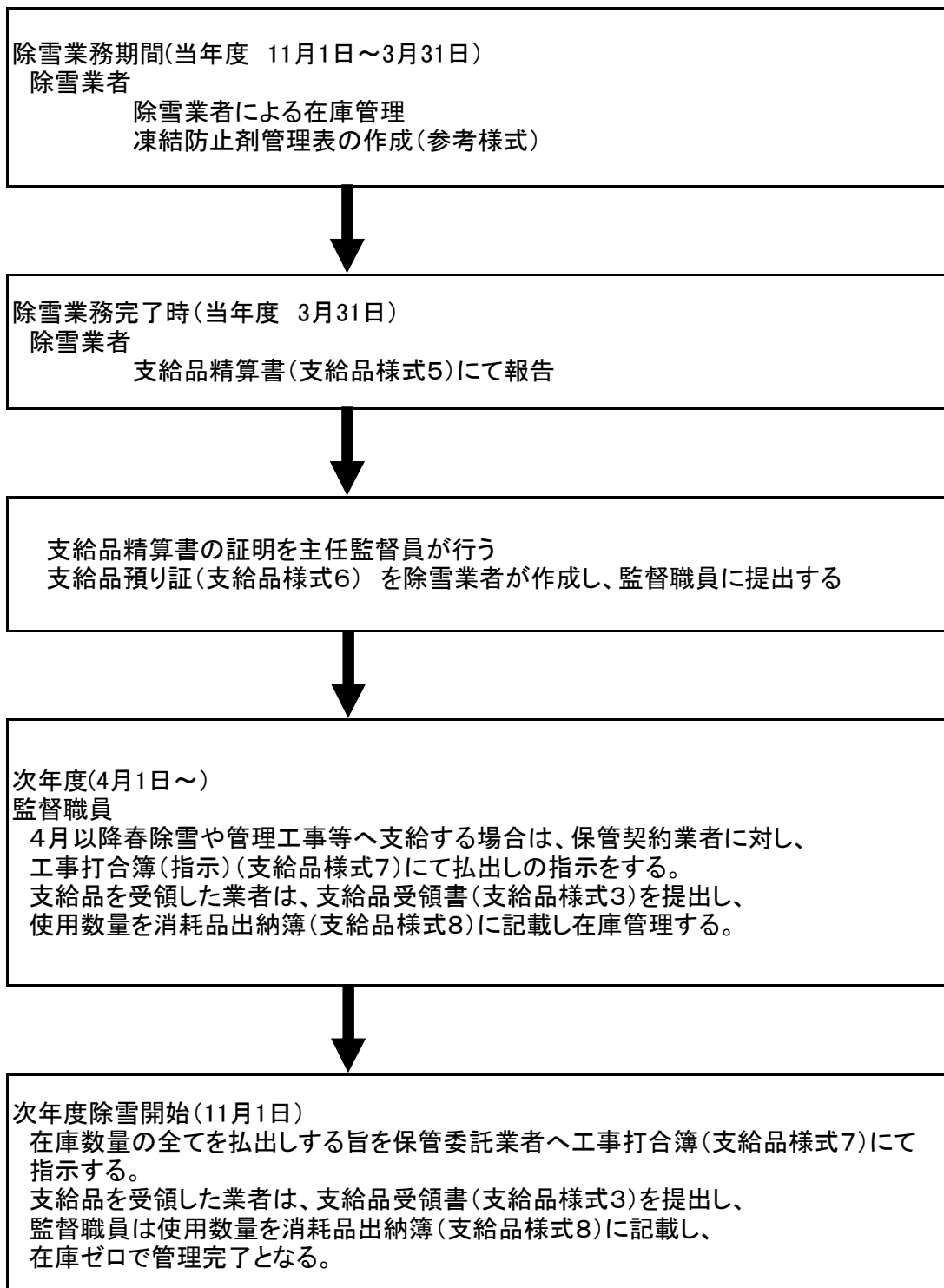


除雪業務に係る物品(凍結防止剤等)購入



除雪業務に係る物品（凍結防止剤等）の在庫管理

除雪業務



除雪最低保証制度（差額補填）について

1. 各県土整備事務所管内の2月末時点の同一降雪ランク観測点における累計降雪量の平均値が、平年値に満たない場合に最低保証補填を実施する。
2. 最低保証補填対象となる業務の受注者には、3月上旬に発注者から対象となる旨を通知(別紙参考1)し、受発注者間協議(別紙参考2,3)により補填対象とする機械を決定する。
3. 発注者は最低保証基準時間(別表)を上限として、実稼働時間との差に補填単価を乗じて補填額を算出し、最終変更で計上する。

(別表)青森県道路除排雪業務最低保証基準時間

単位：時間

機械種別	降雪ランク				
	A	B	B(-h)	C	D
除雪グレーダー	20	150	170	150	200
除雪ドーザー	－	150	250	150	270
除雪トラック	60	150	200	160	280
ロータリー除雪車	－	80	80	130	250

※ ロータリー除雪車は250ps級以上が対象

「B(-h)」ランクは高規格道路（下北縦貫道）の除雪機械にのみ適用する。

この基準時間は通年除雪業務（11月1日～翌年3月31日）に適用する。

雪量観測地点降雪ランク分類表									
A ランク		B ランク		C ランク		D ランク			
三八	八戸気象	東青	平 内	東青	青 森	東青	横 内		
三八	八 戸	三八	金 ケ 沢	東青	蟹 田	東青	酸 ケ 湯		
三八	五 戸	三八	田 子	東青	今 別	東青	田 代 平		
三八	市 野 沢	三八	三 戸	東青	内 真 部	中南	百 沢		
三八	階 上	西北	金 木	東青	浪 岡	中南	温 川		
西北	深 浦	西北	今 泉	中南	弘 前	中南	田 代		
西北	岩 崎	西北	小 泊	中南	黒 石	中南	沖 揚 平		
上北	六 戸	西北	鯨 ケ 沢	中南	大 鰐	中南	大 川 原		
上北	木 ノ 下	西北	車 力	中南	平 賀	中南	大 石		
下北	尻 労	西北	関	中南	碓 ケ 関	西北	第二松代		
下北	大 間	西北	林	三八	夏 坂				
下北	佐 井	上北	十 和 田	西北	五所川原				
		上北	平 山	西北	前田野目				
		上北	野 辺 地	西北	板 柳				
		上北	横 浜	西北	今 泉 山				
		上北	根 井	上北	焼 山				
		上北	尾 駱	上北	宇 樽 部				
		上北	七 戸	上北	乙 供				
		下北	む つ	上北	水 喰				
		下北	近 川	下北	川 内				
		下北	老 部	下北	畑				
		下北	大 畑	下北	脇 野 沢				
		下北	風 間 浦	下北	川内野平				
				下北	薬 研				

※各業務で示す「降雪ランク」は工区直近の観測点のうち代表的ランクを採用している。

貸付機械への受注者名表示について

車体の左右それぞれ1ヶ所以上に
受注者名を表示する。



着脱可能なもの(マグネットシール等)
を使用する。

10. 請負工事用建設機械貸付仕様書

請負工事用建設機械無償貸付仕様書

- 第1条 青森県県土整備部工事請負契約に基づき県土整備事務所長（以下「甲」という。）が青森県の所管に属する建設機械（以下「機械」という。）を請負業者（以下「乙」という。）に貸付けることについては、工事請負契約書及びこの仕様書に定めるところによる。
2. この仕様書は建設機械無償貸付に関する一般仕様を示すもので、この仕様書により難しい場合、又はこの仕様書に記載していないものについては、特に特記仕様書に示すものとする。
- 第2条 甲が乙に貸付ける機械の名称、型式、数量、使用目的、貸付期間又は日数並びに引き渡し及び返還の場所は特記仕様書によるものとする。
- 第3条 乙は、機械の使用、管理等については、甲の指定する職員の指示に従わなければならない。
- 第4条 甲は、乙に機械を引き渡すときは、甲の指定した職員及び乙又は、その代理人を立合せ当該貸付機械の整備状況を別紙様式第1号「建設機械現況確認書」に基づき確認させたうえ引き渡すものとする。
2. 乙は、貸与品の引き渡しを受けたときは、別紙様式第2号「建設機械借用書」を甲に遅滞なく提出しなければならない。
- 第5条 乙は、貸付期間中善良なる管理者の注意をもって機械を管理しなければならない。
2. 乙は、機械の使用に当たっては次の各号に掲げる事項に注意し、常に甲の指定する職員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。
- 一. 機械の使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - 二. 日常整備、修理を完全に実施すること。
 - 三. 整備については、当該機械に精通した熟練者をあてること。
- 第6条 甲は、乙が機械の引き渡しを受けた後、正当な理由なしに機械を使用しない場合は又はこの仕様書に違反した場合には、機械の返還を命ずることができる。
2. 甲は、前項の場合において、乙が機械を別表の使用目的以外の用途に使用したときは、その使用した日数に対し、建設大臣が別に定める日基準使用料の倍額に相当する違約金を徴収する。
- 第7条 乙は、機械の貸付期間又は日数の変更を希望する場合は、あらかじめ理由を付して甲に提出しなければならない。
2. 工事請負契約が、変更された場合又は甲の都合により特に必要と認めた場合には、甲乙協議して貸付期間又は日数を変更することができる。
3. 甲は、乙がその責に帰することができない事由により機械の運転を休止したときは、貸与期間を機械の運転休止日数に限って延長するものとする。
- 第8条 乙は、別紙様式第3号「建設機械使用実績報告書」により機械の運転又は整備状況について甲に報告しなければならない。
- 第9条 乙は、機械を亡失し又は、き損したときは、直ちにその指示を受けなければならない。
2. 乙は、前項の亡失又は、き損が自己の責に帰すべき事由によるときは、甲の指示に従い、すみやかに機械を修理し、又は同等品を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。
3. 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補てんについては、甲、乙協議して決定するものとする。
- 第10条 甲は、貸与機械を返還させる場合には、甲の指定した職員及び乙又はその代理人を立ち合わせ当該貸与機械の整備検査を行い、支障がないと認めたときはこれを収納するものとする。この場合において乙は、別紙様式第4号「建設機械返還届書」を提出するものとする。
- 第11条 甲は、貸与期間中に、甲の指定する職員による機械使用状況の監査を行うことができる。
2. 乙は、前項の監査により指定された事項を直ちに履行し、その結果を甲に報告しなければならない。

第12条 次の各号に掲げる諸経費は乙の負担とする。

- 一. 機械の引き渡し返還に要する費用
- 二. 機械の管理に要する費用
- 三. 機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備及び修理に要する費用
- 四. 機械の監査に直接必要な経費

第13条 乙は、建設機械の事故に伴い甲が支払う自動車損害賠償保障法第19条の2の規定による追加保険料については、弁償の責を負わなければならない。

ただし、当該追加保険料が甲の責に帰すべき理由により発生した事故に伴うものであるときはこの限りでない。

建設機械現況確認書

車 両 名		付 属 工 具 類		
規 格 ・ 形 式		品 名	数 量	状 況
管 理 番 号				
登 録 番 号				
借 受 者 名				
貸 与 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日			
返 納 月 日	年 月 日			
検 査 年 月 日	年 月 日			
検 査 場 所				
引渡返納場所				
除(排)雪車両各部の状況、故障並びに返還工具類についての対策及び協議事項				

上記のとおり（引渡返還）検査に立合したことを確認します。

年 月 日

立合者 青 森 県
委託事業者氏名

年 月 日

住所
借 主
氏名

建設機械借用書

年 月 日契約した青森県〇〇〇〇契約書に基づいて、建設機械を下記により引き渡しを受けたので本書を提出します。

建設機械名	規格 形式	管 理 番 号	登 録 番 号	付 属 品			引渡を受けた年月日
				名 称	規格	数量	返 還 場 所
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日

建設機械使用実績報告書

年 月 分 $\left(\begin{array}{cc} \text{自} & \text{日} \\ \text{至} & \text{日} \end{array} \right)$

建設機械の貸与契約年月日 年 月 日 借 受 人
作成者氏名

建設機械名	建設機械 番 号	主 な 作業内容	主な作業 の作業量	稼働状況		維 持 修理費	主な修理箇所 及 び 取 替 部 品	摘 要
				運転日数	運転時間			
				日	時間	千円		

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列縦とする。
2. おもな作業内容の欄は、貸与機械を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
3. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
4. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。
5. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円をこえるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

年 月 日

住所
借 主
氏名

建設機械返還届書

年 月 日契約した青森県〇〇〇〇契約書に基づいて、借り受けた建設機械を返還します。

建設機械名	規格 形式	管 理 番 号	登 録 番 号	付 属 品			返 還 年 月 日
				名 称	規格	数量	返 還 場 所
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日

質 問 書 (全〇枚)

令和 年 月 日

西北県土整備事務所長 殿

住所

氏 名

電話

FAX

工事（業務）番号 第〇〇〇〇号

工事（業務）名 △△△△△工事

[illegible]

*質問がない場合は、提出の必要はありません

※質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。

西北県土整備事務所 建設管理課

電話 0173-34-2117

メール seihokuseibi-seikyu@pref.aomori.lg.jp